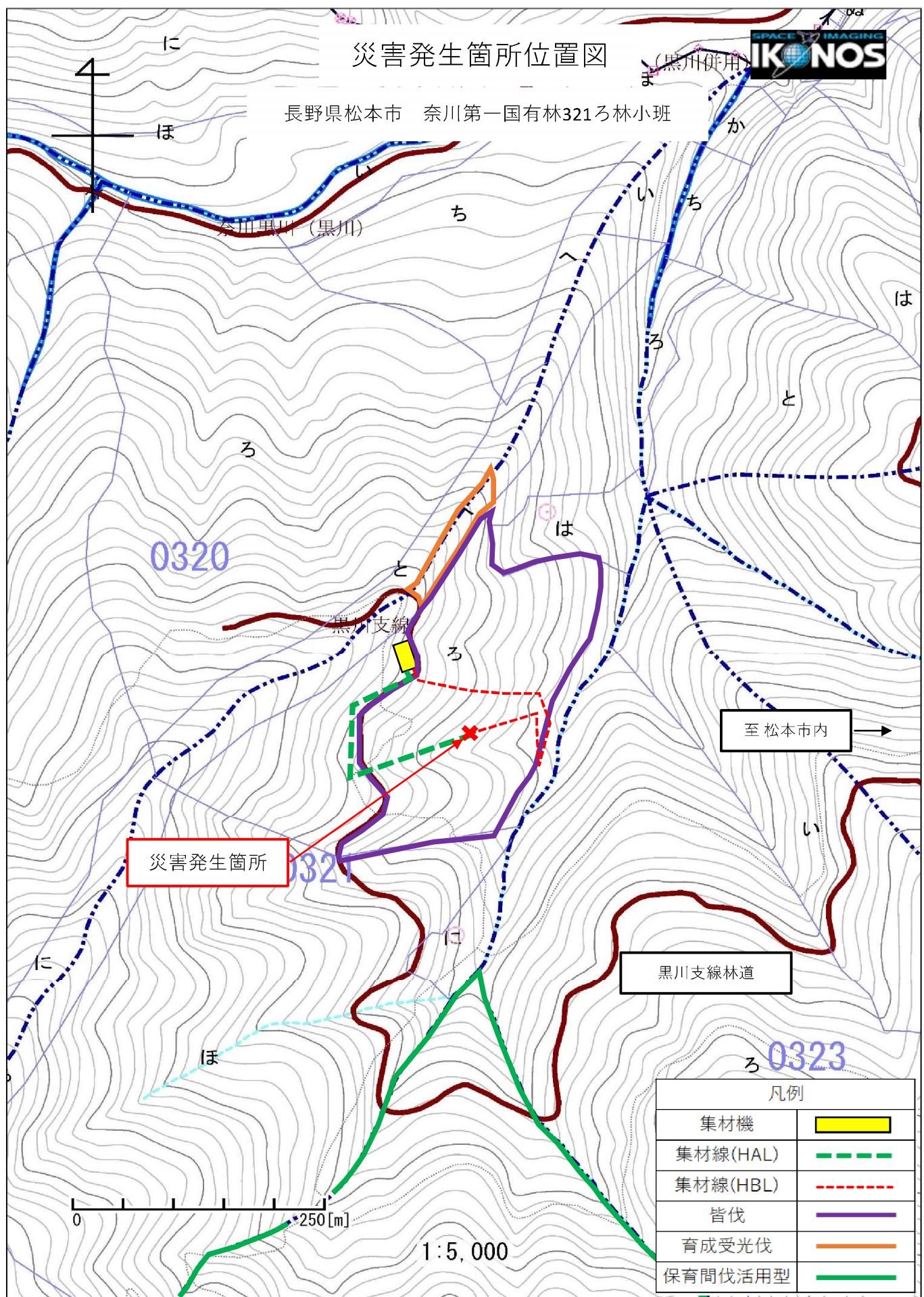
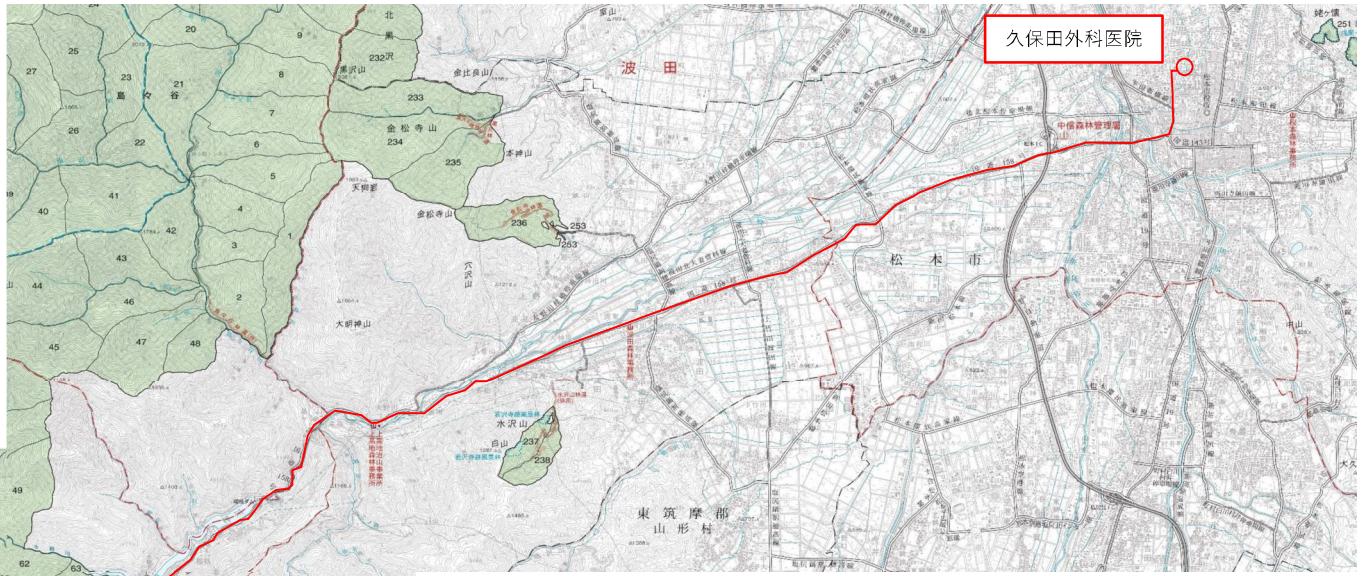
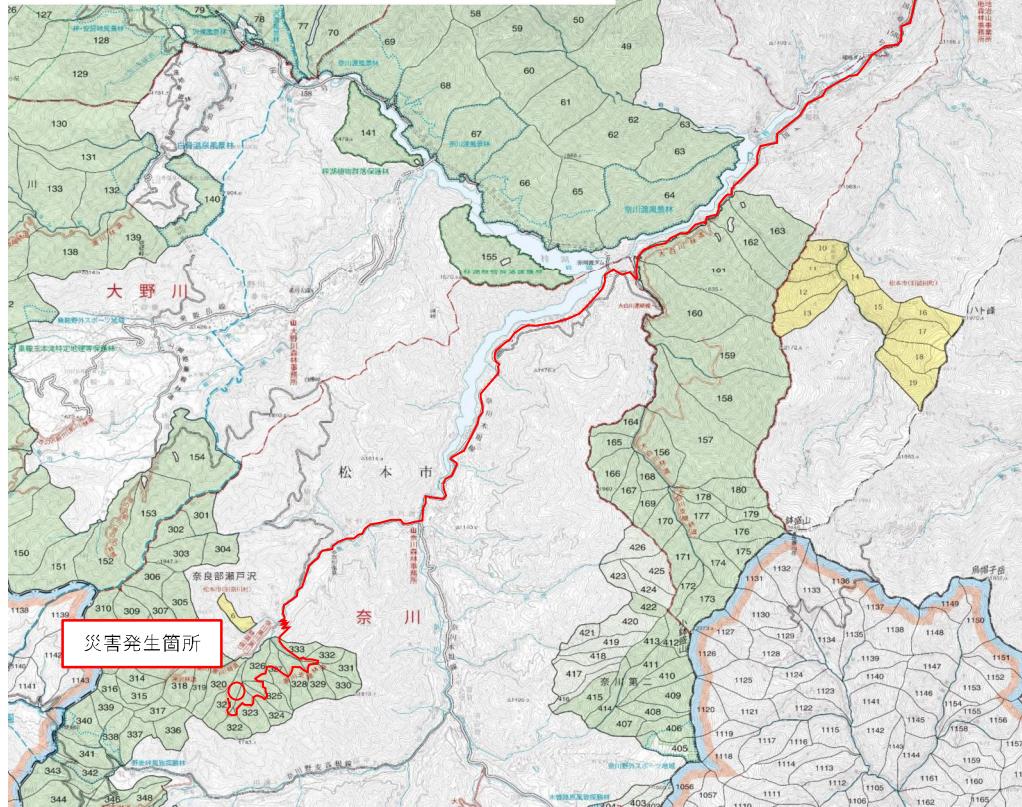


請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署等名	中信森林管理署
2 事業の種類	請負事業（製品生産請負事業）
3 災害発生日時等	令和6年9月11日（水）14時00分頃発生 怪我の程度：左脛骨骨折 休業見込み：12週間
4 灾害発生場所	長野県松本市 奈川第一国有林 321号林小班
5 契約相手方	横山木材有限会社 代表取締役 横山 登士
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：55歳 性別：男 2の事業の経験年数：15年 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況： <input checked="" type="checkbox"/> 労災 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生 <input checked="" type="checkbox"/> 林退
8 従事作業	集材（荷掛け）
9 災害概況	<p>当日現場は8名体制で稼働しており、保育間伐に4名、皆伐に4名が従事していた。</p> <p>被災者は皆伐地での集材作業（荷掛け）に従事、ほかに集材機運転者、荷外し者、造材者の計4名が従事していた。</p> <p>現場代理人は朝礼にて作業指示の後、保育間伐地にて業務にあたっていた。</p> <p>14:00頃、被災者は伐倒した際に伐倒木の梢端部が沢地形となっている箇所に折り重なっていた複数の伐倒木の間に滑り込んでいたカラマツ（樹高約20m、胸高直径24cm）を集材しようと、ホールラインから横方向約10mにある元口にワイヤーロープを掛けた後、ホールラインの巻き上げ合図を送った。集材機運転者は材を引き上げようとしたが、梢端部の部分が抜けず、材が弓状にしなる形で元口だけがホールラインに寄ってしまったため、巻き上げを中断し、ホールラインを緩めた。</p> <p>被災者は、長材のままでは集材が困難であるため、一部を切り離して集材しようと思い、根元から約6.5m（径約23cm）の箇所を玉切りしたところ、弓状にしなった材が一気に跳ね返り、左ひざに材が激突した。激突した衝撃により被災者は後ろに倒れ、足元にあった枯損木と跳ね返った材の間に左ひざを挟まれ被災した。</p> <p>受災後、被災者は無線にて同僚に助けを呼び、駆け付けた集材機運転者が左ひざに乗ったままの材をチェーンソーで切断し、被災者を救出した。被災者は常に意識があったことから、自力で斜面を林道まで移動した。</p> <p>14:50頃、災害の発生について会社へ報告するとともに松本市内の病院へ受診するため、現場代理人、集材機運転者の3名で通勤車両にて下山し、病院へ向かった。</p> <p>17:00頃、松本市内の病院（久保田外科医院）に到着した。受診した結果、左脛骨骨折と診断されたが更に精密検査等が必要と判断されたことから、翌日、安曇野赤十字病院を受診することとなり、湿布処置の後、自宅へ帰宅した。</p> <p>9月12日 午前中に安曇野赤十字病院を受診したところ、左脛骨骨折、全治12週間と診断された。</p>

10 その他特記すべき事項	<p>9月12日 8:30 現場代理人から中信森林管理署へ災害概況報告した。 報告内容を受け、次長より類似災害防止対策等、安全指導を実施。</p> <p>11:00 代理人及び中信署職員が同行して、現地にて事故原因分析調査を実施。 現地にて、作業従事者による安全懇談会を実施。</p> <p>9月17日 松本労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出。</p>
---------------	---





災害発生箇所から松本市内病院（久保田外科医院）までの搬送経路

所要時間： 2 時間

距 離： 47.4km

災害発生時の再現写真

